

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

- ○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（抄）（本則関係）……………1
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）……………5

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第一条（目的） この法律は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。 一（略） 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第二項において同じ。） 三 五（略）</p> <p>（受給資格） 第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本</p> | <p>第一条（目的） この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。 一（略） 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。） 三 五（略）</p> <p>（受給資格） 第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（そ</p> |

| |
|--|
| <p>国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>第五条 (就学支援金の額) (略)</p> <p>(削る)</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>の者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者</p> <p>3 (略)</p> <p>2 第五条 (就学支援金の額) (略)</p> <p>2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要</p> |
|---|

2 | 前項の支給限度額は、高等学校、中等教育学校の後
期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その
他の事情を勘案して定めるものとする。

第九条 削除

(交付金)

第十五条 国は、毎年度、第六条第一項の規定により都
道府県知事が行う就学支援金の支給に要する費用の四
分の三に相当する額を負担するものとし、都道府県に
対し、当該額を交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、第六条第一項の規
定により都道府県知事が行う就学支援金に関する事務
の執行に要する費用に相当する額を都道府県に交付す
る。

第十六条及び第十七条 削除

があるものとして政令で定めるものに対して支給され
る就学支援金に係る前項の規定の適用については、同
項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定
める額を加えた額」とする。

3 | 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高
等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の
高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定める
ものとする。

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定
による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時
差し止めることができる。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額
に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関す
る事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県
に交付する。

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところに

(報告等)

第十八条 都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十九条 第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

より、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十九条 第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | | | |
|--|--|--|---|
| 改正後 | | 改正前 | |
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | |
| 法律 | 法律 | 法律 | 法律 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p> | <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p> | <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p> | <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）</p> |
| <p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | <p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | <p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | <p>第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> |